

長野市民病院歯科医師臨床研修プログラム（2026 年度版）

【長野市民病院歯科医師臨床研修の基本的な考え方】

長野市民病院では、歯科医師臨床研修制度の基本理念として掲げられているように、「単に専門分野の負傷又は疾病を治療するのみでなく、全人的医療を理解した上で患者の健康と負傷又は疾病を診ることが期待され、歯科医師と患者及びその家族との間での十分なコミュニケーションの下に総合的な診療を行うことが求められており、歯科医師個人の技術の向上を超えて、社会にとって必要性の高いものであることから、臨床研修については、患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な診療能力（態度・技能・知識）を身につけ、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることのできるものでなければならない」ということを当院の臨床研修の基本的な考え方と位置付けている。

1.研修プログラム名称

長野市民病院歯科医師臨床研修プログラム

2.研修プログラムの特色

長野市民病院は地域がん診療連携拠点病院の指定を受け、地域の中核となる高次医療機関である。歯科・歯科口腔外科では、口腔外科疾患全般の診療だけでなく、一般歯科救急と一般歯科 2 次医療にも対応しており、口腔外科入院患者の全身管理を学ぶことができる。また、院内他科領域のがんや糖尿病治療等とも連携した幅広い歯科医療を併せて学ぶことができる点が当院研修プログラムの特徴である。

3.臨床研修目標

歯科医療における基本的な知識、診断能力、治療技術の習得とともに、口腔外科だけでなく、偶発症や危篤な歯性感染症などの一般歯科救急と、有病者や障害者に対する診療支援および静脈内鎮静法や全身麻酔下の歯科治療などの一般歯科 2 次医療を研修の主体とする。歯科臨床上必要な全人的医学知識を修得させ、幅の広い知識、技能を持つ臨床歯科医の育成を目標とする。また、生涯研修の第一歩として、動機付けや将来への指針を示し、社会人として信頼される人格、態度を身に付ける。

4.参加施設及びプログラム責任者

- ①施設 名：地方独立行政法人 長野市民病院（単独型臨床研修施設）
- ②管理者：池田 宇一（長野市民病院 理事長）
- ③プログラム責任者：橋詰 正夫（長野市民病院 歯科口腔外科部長）

5.研修プログラムの管理体制（運営指針）

（１）指導体制

指導歯科医の指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式による指導を基本とする。

（２）臨床研修管理委員会の構成

池田 宇一 臨床研修管理委員会委員長（長野市民病院病院長）

橋詰 正夫 プログラム責任者・指導歯科医（指導歯科医講習会修了）（長野市民病院歯科口腔外科部長）

草野 義和 診療部長（長野市民病院副院長）

山崎 富美子 外部委員（長野市歯科医師会常務理事／みわ歯科・小児歯科医院 院長）

櫻井 伸一 事務局（長野市民病院 事務部長）

（３）歯科・歯科口腔外科の構成

【歯科医師】

橋詰 正夫（歯科・歯科口腔外科部長/日本口腔外科学会専門医・指導歯科医講習会受講済）

船岡 勇介（歯科・歯科口腔外科医長/日本口腔外科学会認定医）

小嶋 嘉子（歯科・歯科口腔外科医師）

【歯科衛生士】

宮澤 浩恵（歯科・歯科口腔外科歯科衛生士(主任)）

弓田 美里（歯科・歯科口腔外科歯科衛生士）

倉澤 寛美（歯科・歯科口腔外科歯科衛生士）

渡邊 藍（歯科・歯科口腔外科歯科衛生士）

芹田 智美（歯科・歯科口腔外科歯科衛生士）

（４）臨床研修管理委員会の役割

臨床研修全般の管理運営、臨床研修プログラムの立案、作成した臨床研修プログラムの管理、研修歯科医の管理と研修状況の評価（中断、修了時の手続き、研修修了判定の評価を含む）、指導歯科医等の管理、臨床研修の改善見直し等を行う。

（５）プログラム責任者（指導歯科医）の役割

一年間を通じて個々の研修歯科医の指導・進捗管理等を担当し、研修歯科医の目標到達状況を把握し、研修歯科医が修了時までには到達目標を全て達成できるように調整を行うとともに、研修管理委員会にその状況を報告する。併せて、指導歯科医として研修歯科医に対して講義や実習での指導、診療現場での診療行為に対する指導を行い、目標達成状況を把握し、臨床研修管理委員会へ報告する。

（６）上級歯科医の役割

上級歯科医はプログラム責任者（指導歯科医）の指示に従い、研修歯科医の診療行為の指導を行い、プログラム責任者および指導歯科医に目標達成状況を報告し、研修歯科医の到達目標の習得の手助けを行う。

（７）指導体制

研修歯科医は指導歯科医や上級歯科医とともに診療チームを形成して研修を行う。プログラム責任者（指導歯科医）は、研修歯科医のプログラム進行状況の把握（管理）及びアドバイス（相談）を行う。また、定期的にカンファレンス等を活用し、指導方針の確認等を行うものとする。

6.研修期間

1年とする（2026年4月1日～2027年3月31日）

※備考

1年間の研修後さらに、1年間の専門研修を行うことができる。これには、1年目に行った研修内容の習熟に加え、外来小手術全般、全身麻酔下手術介助を含む。2年目の研修実施については研修歯科医本人の希望ならびに1年目の研修状況を総合的に判断し、本院歯科医師臨床研修管理委員会が決定する。

7.評価・修了判定に関する事項

研修歯科医の研修目標に対する達成度を測るため、評価を行う。

修了判定は、目標症例数の達成状況、レポート評価、出勤の状況を確認して行う。

目標症例数の達成状況は、原則として、「D E B U T 2」（オンライン歯科臨床研修評価システム）を用いて行うものとし、研修歯科医は定められた研修期間ごとに自己評価を行い、指導歯科医は研修歯科医の研修記録、自己評価に基づいて、研修歯科医の評価を行う。

判定基準は、①目標症例数が達成されていること、②指導歯科医の評価が「単独で実施可能」以上であること、③レポートの評価がA～Cの3段階評価でB以上（レポートの評価基準：A 必要な事項が十分記載、B 最低限の必要事項が記載、C 記載不十分）、④出勤状況に問題がないこととする。

研修期間終了時の評価は総括的評価を行い、プログラム責任者は、研修管理委員会に対して、研修歯科医の研修目標の達成状況を報告し、その報告に基づき、研修管理委員会は研修修了認定の可否についての判定を行う。

上記のプロセスを経て、修了と認めた場合は、病院長は研修修了証を発行するものとする。

8.募集定員、募集方法及び採用の方法

（1）募集定員

1名

（2）募集方法

HP（https://www.hospital.nagano.nagano.jp/postgraduate/d_resident/）に掲載し広く公募する。

（3）採用方法

選考試験（面接及び筆記試験）を実施する。

9.研修歯科医の処遇

- (1) 身分：長野市民病院臨床研修歯科医（常勤）
- (2) 給与：基本給月額 300,000 円、期末勤勉手当：300,000×2 ヶ月（年間）
時間外手当、休日手当、その他手当（扶養手当、特殊勤務手当、通勤手当、住居手当等手当等）は職員に準ずる。
- (3) 勤務時間：8：30～17：15（休憩 60 分）
- (4) 休日：土・日曜日及び祝祭日、年末年始（12/29～1/3）
休暇：年時給休暇（20 日付与）、リフレッシュ休暇（3 日付与）、その他慶弔休暇等
- (5) 時間外勤務：実施する場合有 但し、実施する場合は指導歯科医と一緒にいる。
- (6) 当直：無
- (7) 宿舍：有（空室があれば貸与可）
- (8) 研修室：医局内に専用机椅子あり（パーテーションによる区分け）。
- (9) 社会保険：健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険は職員に準ずる
- (10) 健康管理：健康診断 年 2 回実施
- (11) 歯科医師賠償責任保険：病院にて加入、入職後個人にても加入。
- (12) 外部の研修活動（学会、研究会）への参加：可とする。参加費用補助有。
原則、「長野市民病院旅費等内部規則」に準ずる。（年 2 回迄病院負担）

10.具体的な研修目標

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

A.歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）を身につける。（評Ⅲ）

1.社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変革に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2.利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3.人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4.自ら高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B.身につけるべき資質・能力（評Ⅱ）

1.医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ① 人間の尊重を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床判断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診察を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文章を、適切かつ遅延なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7.社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保険医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8.科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

9.生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C.基本的診療業務を身につける（評Ⅰ）

1.基本的診療能力等（評Ⅰ-1）

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画			
目標		研修内容	必要 症例数 (目標症例数)
①	患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する	医療面接（主訴、愁訴、来院動悸、現病歴、全身既往歴、局所の既往歴、家族歴、患者背景、患者・家族との適切なコミュニケーション等）を実施する。	①～⑥を一連の実践として20症例（30症例）
②	全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。	口腔内診察・頭頸部診察を行い、診察所見を解釈の上、各種検査の必要性を判断する。	

③	診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する	診療において、検査の実施及び結果を判断する。	
④	病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う	診療において歯科疾患を診断する。	
⑤	診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する	適切な治療法及び他の選択肢を提示する。一口腔単位としての治療計画を作成する。	
⑥	必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する	患者。家族等へ必要な情報をわかりやすい言葉で提供・説明し、同意を得る。	
(2) 基本的臨床技能等			
目標		研修内容	必要 症例数 (目標症例数)
①	歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する	齲蝕抑性と管理（リスク判定、ブラッシング指導、フッ素塗布、予防填塞、生活指導、食生活指導など）	10
		歯周病の予防と管理（リスク判定、プラークコントロール、予防的スクレーリング、メンテナンス、口臭予防）	10
		口腔ケア、口腔保健指導	5 (10)
②	一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する		
	a. 歯の硬組織疾患	齲蝕病巣の除去ならびにそれに対する修復処置	5
		象牙質知覚過敏症に対する処置	5
		除去（充填物、歯冠修復物、ブリッジ、コア）	2
	b. 歯髄疾患	歯髄処置：覆髄法（間接覆髄、直接覆髄）、断髄法、抜髄法	2
		感染根管処置（外科歯内療法を含む）	2
	c. 歯周病	歯周病の治療（基本治療、歯周外科、固定、メンテナンス）	5
	d. 口腔外科疾患	滅菌法、消毒法	5
		局所麻酔法（塗布麻酔法、湿潤麻酔法、伝達麻酔法）	20
		口腔外科処置（抜歯、年末・骨膜切開、粘膜・骨膜弁作成、歯の分割、骨の削除、止血処置、縫合法、抜歯、抜歯窩治療不全処置、排膿処置）	20

		歯槽骨骨折、顎関節脱臼	1
		口腔軟組織の異常（口底、頬、顎下部、舌などの腫脹、疼痛、乾燥など）	2
		顔面領域の異常（腫脹、疼痛、先天異常等）	2 (5)
	e.歯質と歯の欠損	印象採取：概形印象、精密印象など	5
		咬合調整（削面、修復、咬合誘導、バイトプレート）	3
		再装着、修理（金属修復物、ジャケット冠、前装冠、メタルボンド）	5
		支台築造	10 (20)
		旧義歯調整（床裏装、調整、粘膜調整、コンディショニング）	5
	f.口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	顎関節に対する治療（バイトプレート、心理療法）	1
		ブラキシズムに対する治療（バイトプレート、心理療法）	1
③	基本的な応急処置を実践する	疼痛に対する処置を実践する。 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する処置を実践する。 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する処置を実践する。	20
④	歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する	循環性機能検査（血圧測定、心電図検査など）	2
		血液検査（末梢血液検査、血液生化学検査、感染症に関する検査、細菌学的検査（薬剤感受性検査）	2
		止血機能検査（止血検査、凝固系検査）	2
		1次救急（BLS）	1
		2次救急（ACLS）	1
⑤	歯科診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する	診療録	50
		処方箋	10
		歯科技工指示書	1
		検査指示書	2
		医療情報提供書	2
⑥	医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する	講義や院内の研修会を受講する。診療の際に医療事故又はインシデント等が発生した際は、院内のマニュアルに則って対応する。	2

(3) 患者管理		
目標		必要 症例数 (目標症例数)
① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する	高血圧症	2
	糖尿病	2
	出血傾向	2
	骨粗鬆症	2
	易感染性患者	2
	感染症患者	2
② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する	専門医・専門歯科医、かかりつけ医・かかりつけ歯科医へのコンサルテーション	2
	他科、他施設への患者の医療情報提供	2
③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う	全身状態に配慮が必要な患者に対する歯科治療中に血圧、脈拍、酸素飽和度、呼吸数などバイタルサインのモニタリングを行う	2
(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供		
目標		必要 症例数 (目標症例数)
① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する	患者のライフステージに応じた予防と口腔機能の管理を実践又は見学する。	20
② 各ライフステージ及び、全身状態に応じた歯科医療を実践する	患者のライフステージや全身状態に応じて適切な診療を実践する。	20
③ 障害を有する患者への対応を実践する	身体的または知的障がいをもつ患者の歯科診療	2

2. 歯科医療に関する連携と制度の理解等（評 I -2）

(1) 歯科専門職間の連携		方略
① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る	口腔管理等について歯科衛生士とケースカンファレンスを実施し、連携を図りながら口腔衛生管理を実践する。(必要症例数 5)	
② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成すると共に、必要に応じて連携を図る	作成事例等を参考に歯科技工士の役割を理解し、連携を図りながら歯科技工指示書並びに技工物を作成する。(1 症例)	
③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する	多職種によるチーム医療に関する講習会や文献等により理解を深めレポートを作成する(必要症例数 1)	

(2) 他職種連携、地域医療		方略
①	地域包括ケアシステムについて理解し、説明する	講義受講とレポート作成
②	地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する	講義受講とレポート作成
③	がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、他職種によるチーム医療を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する	周術期口腔機能管理の患者の診療を担当する。(必要症例数 2)
④	歯科専門職が関与する他職種チーム（たとえば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する	N S T ミーティングや口腔ケアチームに参加し患者を観察する。(必要症例数 3)
⑤	入院患者の入退院時における他職種支援について理解し、参加する	入院患者を担当し、入退院時の支援を学ぶ。(必要症例数 3)
(3) 地域保健		具体的方略
①	地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する	講義受講とレポート作成
②	保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する	講義受講とレポート作成
(4) 歯科医療提供に関する制度の理解		具体的方略
①	医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規、及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する	法律等に関する講義、文献により理解を深め、レポートを作成。
②	医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する	診療において保険診療を実践する(必要症例数 30)
③	介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する	講義、文献により理解を深め、レポートを作成。

必要症例数 346 例 (目標症例数 374 例)